

家庭急変世帯に対する臨時特別給付金の申請方法

(申請できる世帯)

令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、令和3年度の住民税均等割が課税されている世帯員全員のそれぞれの年収見込み額が、「住民税均等割非課税相当水準以下」となる世帯の方

(「住民税均等割非課税相当水準以下」の判定方法)

◆令和3年1月から令和4年9月の間で任意の1か月の収入を換算して判定します

※可能な限り申請日直近の月であること、世帯の中に収入がある方が複数人存在する場合は可能な限り同じ月で年収に換算してください。

●収入の種類は給与・事業・不動産・年金の4種類です。

※遺族年金や障害年金などの非課税の公的年金収入は含みません。

※非課税相当水準の収入は、世帯構成員により異なります。

早見表

R3.1以降の
任意の
1か月収入

年収換算
(×12か月)

※ 所得は令和3年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額・経費等を減額して算出



表 1

家族構成例	非課税相当限度額 (給与収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は被扶養者がいない場合	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円	166.8万円

表 2

障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円
----------------	---------	---------

※ 表2に該当する世帯であっても、2名以上扶養している場合は、表1の限度額を適用します。

※収入で要件をみたまない場合は、1年間の所得で判定します。

この場合、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票の写しで判定します。

◆申請時点の世帯状況で、令和3年度住民税均等割が課されている世帯全員のそれぞれの収入(所得)について判定します

※一度でも住民税非課税世帯または家計急変世帯として、この給付金を受けた世帯に属する者が含まれている場合、対象外となります。

※基準日(令和3年12月10日)に同一世帯だった親族が基準日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合(世帯分離)は同一世帯とみなします。

同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受け取ることはできません。

(申請および申請書類について)

家庭急変世帯の給付金は、申請が必要です。

小山町役場1階 福祉長寿課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口にて書類を受け取り、申請をしてください。

受付時間は、平日9時から17時の間になります。

(提出書類について)

次の書類が必要です。

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)

②簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

※①②の書類は、小山町役場にあります。

③本人確認書類のコピー

④世帯状況を確認できる住民票などのコピー

⑤戸籍の附票の写し(R3.1.1以降、複数回転居した方)

⑥受取口座を確認できる書類のコピー(通帳やキャッシュカードほか)

⑦②に記載した、収入見込額または1か月の収入状況を確認できる書類のコピー

(令和3年分の源泉徴収票、確定申告書、②に記載した月の給与明細ほか)

(申請方法)

必要書類を小山町役場1階 福祉長寿課「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口へ直接申請して頂くか、下記住所へ郵送でご提出ください。

【送付先】

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲 57-2

小山町役場 福祉長寿課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口 行

(注意事項)

1. 家計急変世帯として給付金を受け取った後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や家計急変世帯の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。
2. 家計急変世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減収があった世帯に支給するものです。

定年による離職、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農作物の出荷時期など収入を得られる時期以外を対象月にするなど、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは不正行為に該当します。

不正受給した者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることをあります。

3. 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた物が世帯にいる場合は、家計急変世帯分の申請はできません。

(申請期間)

令和4年5月2日(月)～令和4年9月30日(金)まで